

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	外資企業経営者の居住者要件	<p>・ブラジルでは駐在員事務所という法人格は認められておらず、また、外国企業の支店設立は許可を得るのが難しいため、現地法人の形態を採ることとなる。その会社経営を行う代表者はブラジル居住者(外国人の場合は永住ビザを有する者)に限られる。</p> <p>[永住ビザ取得のための条件……代表者交代の場合も下記条件が必要]</p> <p>・2017年11月決議により、未定の一時滞在および一時ビザIX-投資を取得するには、企業は事前に以前の滞在許可を法務省に申請する必要がある。この目的のためには、(i) 600,000 ブラジルドル (1100,000 米ドル) の投資が証明される必要がある。または (ii) 150,000,00レアル (27,500,00 米ドル) の投資。ただし、今後2年間で少なくとも10人の地元住民を追加で雇用することを条件とする。</p> <p>この規定は取締役またはその他の幹部にのみ適用される。</p>	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・事業形態により様々な企業登録ができるようにすべき。 ・他国のように駐在員ビザの取得を容易にすべきである。 ・制度撤廃。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
2	自動部品	ロイヤルティへの規制	<p>・技術ライセンス契約への制約が多い。(契約期間が最大5年間であるが更に5年更新可能、合計更新期間に制限は無いが国立産業財産権院(INPI)への説明/承認が必要、またロイヤルティ料率上限が売上高の5%以内といった制約あり)。</p> <p>契約書の発効には、INPIへの申請・登録が必要であり、各送金には中央銀行への登録が必要。特にINPIへの登録に際しては、契約書内容の詳細な確認、審査が行われ、時間を要する。</p> <p>送金の際には源泉税12.5%に加え、契約内容や提供するサービスの種類によってはPIS/Cofins やISSといった様々な課税がなされるリスクがある。適用される税金を定義するために、契約書上で非常に明確な定義を必要とする。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・制限の撤廃。 ・契約認可手続きの簡素化。 ・税制の簡素化及び税率の削減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国資本及び海外送金に関する法律
3	自動部品	技術援助契約に基づく支援料の未回収のリスク	<p>・パキスタンと同様に、図面代はロイヤリティに含まれるとされ、費用回収ができていない。</p> <p>ロイヤリティ料率を最大値としているが、回収は追いつかず、増加する一方である。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・年々、ランプ単体ではなく、車両との通信ができるようシステム化されている。 ・必要な技術ノウハウの高度化と工数の増加が認められ、ロイヤリティ料率の最大値を上げる、あるいは図面代は図面代として回収できるよう働きかけていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ INPI (Instituto Nacional da Propriedade Industrial : 国立産業財産権院)
4	医機連	技術移転要求	<p>・国産化認定の一環として、売上の4%のブラジル国内R&D投資が義務づけられているだけでなく、投資回収義務がメーカーに課せられている。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・技術移転要求の排除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8248/1991 ・ 10176/2001 ・ 11077/2004 ・ 12431/2011
5	日機輸	ローカルコンテンツポリシー	<p>・ブラジルでは、国内産業を保護する観点から、国内生産・製造品を一定比率以上、使用するよう義務付けられている。このため、輸入販売が困難となる。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入品の余地が広がるような、ローカルコンテンツポリシーの改正。前政権では改正の動きがあったが、政権が左派になり動きが鈍化する懸念あり。 	
6	日鉄連	自国籍船使用優遇	<p>・国内産業保護のため、免税品種においてはブラジル籍船使用を義務付け。SALVADOR以北の港で陸揚げ、商船基金支払免除。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の撤廃。 	
7	日機輸	国産化優遇税制による内外差別待遇	<p>・国産化優遇税制により、国産企業には輸入税、および工業税が減免される(輸入税は地域によって違う)。</p> <p>消費地での生産を優遇するICMS税の変更により輸入コンテンツが売価の40%を超える商品には FCI (import content form) に輸入コンテンツ額の記入義務が課され、輸入コンテンツフォームに輸入コンテンツ額の記入が課され、それらは州税務署へ毎月提出する義務がある。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調達部材は価格、品質面で問題あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Resolution SF 13/2012
8	日機輸	海外部品メーカーに不利な税制恩典	<p>・現実には国内に製造会社が存在しないにも拘らず、現地の企業が基礎製造工程 (PPB) を申請・取得することにより、そのカテゴリーの製品の国産化義務付けで実質的に輸入禁止としている (RC、LNB)。但し、セットメーカーには新製品を条件に例外として輸入が認められている。</p>	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・税制恩典の付与に一貫性がない場合があり、現在テレビについてはアマゾン州はパネル現地取立てに特別な恩典を付与している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Law 2826/2003 ・ Law 8248/1991 ・ Law 10176/2001 ・ Law 11077/2004

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			<p>電子部品の市場、AV機器からIT・白物家電・自動車に広がっている中で各種制度が各製品分野、各州別に制限され、市場規模の十分でない環境で部品ビジネスの成立が益々困難になっている。更に、各種恩典が製造投資を条件にしている。逆にセットメーカーに対しては部品・材料の輸入に対し最大の恩典が与えられる、部品メーカーとしての事業経営が成り立たなくなっている。</p> <p>前記のインセンティブは： ①Lei 2826：マナウスFTZでのICMS（商品流通サービス税、17%）の55%.75%or100%免税、according to each product. However the Government requires the proof of innovation for some goods, which can lead to a decrease of the incentive percentage. ②Lei da Informatica：ICMS17%から7%に減免、IPI（工業製品税、10%-20%）の80%免税。 ③RECOF：情報通信産業に対し、通関優先権や輸入関税及び全ての税金の製品出荷時までの支払いのサスペンド。実効税率が大きな中で資金面で便利になる。 ④Drawback：製造会社が輸出向けの製品に使う部品直接輸入に対し、輸入関税、IPI（工業製品税）、ICMS(商品流通サービス税)等が免税される。 ⑤Regime Automotivo：自動車分野に対してのI.I.L.（輸入税）の40%免税。条件として製造投資の他に自動車産業向けの売り上げが50%以上とされており、一般の電子部品会社にとっては条件クリアが不可能。 ⑥加えて自動車業界については流通の中間段階では全ての税が免除されることから新規の取引開始は実質不可能となった。（法律10485/11.2003）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・税制の仕組みが複雑であることに加え、変更が日常茶飯事で、常に法的リスクが伴う。 ・ブラジルは数年前より、国全体に影響を与える「税制改革」について議論してきた。議会で承認される、将来の税制改革の場合、マナウス自由貿易地域は悪影響を受ける可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Law 13023/2014 ・ Law 10485/2003
9	日機輸	INCOTERMの不適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ CIFまたはCIPは、製品の原価+保険+運賃を正しく通知する必要がある。ブラジルの輸入業者が合意したインコタームズと保険の適用範囲に関係なく、当社は外国の保険会社を雇うことを許可されていない。ただし、Circular SUSEP 392/09は無効になっているため、外国の保険に加入する必要性は少なくなっている。そのためには、Circular SUSEPN°603/ 2020によると、特定のカバレッジに関するものでなければならぬ (Resolução CNSPN°197/ 2008)。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ・ Resolução CNSP N° 197/2008 ・ Circular SUSEP N° 603/2020
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	高輸入関税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の食料品に対する輸入規制は解除されたが、輸入関税が高額である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水準の適正化検討をして頂きたい。 	
2	日機輸	中古品と新品への無差別な関税賦課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新品、中古品に関わらず「本、パンフレット、雑誌、衣類、靴」以外は課税されてしまう。(但し新品の衣類、靴は課税) 	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続き面を含めた効率化を要望したい。 ・ 水準の適正化検討をして頂きたい。 	
3	日機輸	中古品と新品への無差別な関税賦課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新品、中古品に関わらず「本、パンフレット、雑誌、衣類、靴」以外は課税されてしまう。(但し新品の衣類、靴は課税) 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水準の適正化検討をして頂きたい。 	
4	日機輸	アンチダンピング措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2015年にスペインおよびドイツからのイソシアネートの輸入に対するアンチダンピング税が課税された (HSコード：3909.30.20)。しかし、NCMが変更されたため、現在、アンチダンピング税は適用されていない。他の国から輸入されたイソシアネートおよび異なるNCMの製品には、アンチダンピング費用に関する特記事項はない。2023年には、中国から輸入された冷蔵庫ドア用ガラスに対してアンチダンピングが適用され、税関tariff NCM 7007.19.00において、面積ごとに税金が計算されている。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ・ CIRCULAR SECEX 59, Oct,10,2014
5	日機輸	アンチダンピング措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国製のガラス (HSコード：7007.19.00) に対するアンチダンピング措置について、CAMEXは2019年まで適用。ブラジルではガラスは現地企業から購入 (ダンピング防止手数料はこの場合、不適用)。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ・ RESOLUCAO CAMEX 46/2014 & RESOLUCAO CAMEX 63/2020
6	日機輸	日本・メルコスールEPAの未	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な競合他社の本拠地がEUにあるため、EU-メルコスール間でFTAが成立すると、ブラジルで現地生産しているメリットが無くなってしまいう可能性 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先日、アルゼンチン、ブラジルの商工会議所からもアンケートがありEU他 	

※経由団体：各個人の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		締結	がある。		に後れを取らないよう日本-メルコスール間FTA交渉を加速させて欲しい旨要請をした。引き続きよろしくお願ひしたい。	
7	日機輸	日本・メルコスールEPAの未締結	・韓国やEUとメルコスール間のEPA/FTAの進捗に対し、日本のEPAの進捗が遅れている。	継続	・日・メルコスール (or 伯) EPAの韓国・EUに劣後しないタイミング・内容での締結加速。	
8	日機輸	引越貨物の輸入規制	・海外引越は食料品全般、飲料品全般、医薬品全般が禁止品。 ・航空券の半券は入国後、引越の通関が完了するまでは破棄せずに自身で保管が必須。	継続	・水準の適正化検討をして頂きたい。	
9	日農工	輸入産業機械の輸入税免除基準	・産業機械を国外より輸入する場合、性能に劣っても国産製品がある限り、輸入税免除の恩恵の対象とならないため、購入・生産コストが割高となる。	新規	・輸入産業機械に対する優遇税制適用の緩和。	・法令3.244/57 第4条
10	日機輸	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・通関に依存する場合 (LCL貨物のみ)、入港時に税関許可を得るまでに非常に時間がかかり、保管費用が高くなる。AEO (認定経済事業者) のメリットを考慮すると、ほとんどの貨物はより少ない時間/コストで処理できる。例えば「AEO企業の海上での税関許可」等。商品が港に到着してから税関から許可を得るまでには非常に長い時間がかかり、取引量も多い。	変更	・手続き面含めた効率化、リードタイム短縮を要望したい。	
11	日機輸	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・通関手続きはサービス提供者 (通関貨物取扱人) への委任状を通じ行われる。また、通関には身分証明書と納税者番号が必要となり、手続きが煩雑になる。	変更	・手続き面含めた効率化を要望したい。	
12	日機輸	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・荷物が現地港到着後、通関許可がおりるまでに長期間(下記参照)を要し、その保管料も高額となる。 サンパウロ: -船便:約7日間 -航空便:約5日間 -重量:<緑>99.62%、<黄>0.00%、<赤>0.038%、<グレー>0.00% マナウス: -重量:<緑>99.84%、<黄>0.00%、<赤>0.16%、<グレー>0.00% また、慢性的に税関ストライキが発生し、生産活動に支障をきたす。	変更	・手続き面含めた効率化、リードタイム短縮を要望したい。 ・税関ストライキの撲滅。	
13	日機輸	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・通関に身分証明書・納税者番号が必要となり、手続きが煩雑である。 ・荷物が現地港到着後、通関許可がおりるまでに長期間(下記参照)要する。その保管料も高額となる。 【サンパウロ】 -船便:約10日間 -航空便:約7日間 【マナウス】 -Green:3日間、で95%のウエイト -Yellow:6~7日間:2%のウエイト -Red:8日間~:3%のウエイト	継続	・手続き面を含めた効率化をして頂きたい。 ・通関の迅速化をして頂きたい。	
14	医機連	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・年中行事の通関ストライキ。	継続	・経済停滞を生じない社会制度の整備。	
15	医機連	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・煩雑で複雑な通関手続き。	継続	・緩和を含むプロセスの効率化。	
16	時計協	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・部品の輸入通関に際し、インボイス上にアイテム毎に重量、材質、メーカー名、価格を記載しなければならず、又品名等をポルトガル語で表記しなければならないため、手間がかかり緊急対応が難しい。	継続	・通関手続の簡素化。 ・通関手続の改善。 ・部品のアイテム毎の表記制度を撤廃すること。	・通関規則

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					・品名は英語による記載も可とすること。	
17	時計協	輸入手続きの煩瑣・遅滞	(改善) ・輸出入手続は、開発商工省貿易管理課 (SECEX/DECEX) が管理するコンピューターシステムである貿易統合システム(SICOMEX) 通じて行うことが法律で義務付けられており、輸出入業者登録 (REI) の申請と必要なハード、ソフトウェア等を整備すれば、コンピューターシステムに連結する自社、通関業者、銀行などから行うことができる。	継続		
18	日商	船積書類の原紙提出義務	・同国以外の仕向け地向けの船積書類 (Invoice, PL) は電子書類 (pdf) 送付が許諾されているが、ブラジルのみ船積書類は直筆のサインをしたものを5通(セット)、郵送する必要がある。各種通関書類の電子化に逆行した措置にて、是正を要請したい。	継続	・ブラジル通関当局に船積書類の電子データでの提出を許諾されたい。	・JETRO ブラジルの輸入手続き https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/trade_05.html
19	自動部品	税関検査の煩瑣・遅滞	・税関の検査対応が発生した場合を想定して、在庫を保有しなければならない。(通常であれば1週間程度で引き取れるが、場合によっては2-3週間を要する事もある)	継続	・検査頻度の見直し。	
20	日農工	物流インフラ・税関手続きによる輸入・輸出手続きの遅延	・港湾施設などの物流インフラが悪天候などにより左右されることが多く、また、税関職員のストライキなどにより、輸入・輸出手続きが滞るケースもある。	継続	・税関手続きも含め、特に港湾における物流インフラの改善。	
21	時計協	I/L取得手続きの高コスト・煩雑・遅延	・I/L取得に掛る費用としてインボイス価格の1.96%徴収 (但し、輸入部品総額のランクで異なる) されているが、手数料としては高すぎる。	継続	・I/L取得料の引き下げ。	・開発商工省貿易局「貿易統合システム」
22	時計協	I/L取得手続きの高コスト・煩雑・遅延	・I/L手数料の手続が複雑であり、時間が掛る。	継続	・手続の簡素化。	
23	日機輸	FTZでの輸入部品へのI/L取得義務	・マナウス地区において、1997年1月1日より時計の完成品についてはI/Lの取得の必要はなくなったが、部品によって部品毎にI/Lを取得しなければならず (例：スピーカー、電源コード)、煩雑である。	変更		・通関規則 ・Custom Regulations
24	時計協	FTZでの輸入部品へのI/L取得義務	・マナウス地区においては、1997年1月1日より時計の完成品については、I/Lの取得の必要はなくなったが、部品については部品毎にI/Lを取得しなければならない。	継続	・部品のI/L取得義務の廃止。	・開発商工省貿易局「貿易統合システム」
25	日機輸	FTZでの輸入通関手続きの仕向け地の決定	・マナウスFTZでは輸入通関時に品物の仕向け地が決定しなければいけない。また、通関後は品物の仕向け地の変更が不可能。	変更		
26	日機輸	仲介貿易の不許可	・客先を輸入貨物の荷受け人として貨物を直接出荷し、代金決済は国内 (ブラジル) にある子会社を通じて行うような仲介貿易が不可能。	継続		
27	日機輸	郵便物への受取人の税務番号記載義務	・2020年1月1日より物品を包有する全ての郵便物 (通常・小包・EMS) をブラジルに送る場合には、受取人の税務番号等を記入することが強く推奨される」と日本郵便より通知あり。	継続	・個人の納税番号を郵便物 (レター・荷物) の送状に記載することは、個人情報悪用の恐れもある為、記入不要として頂きたい。	
28	日機輸	不正輸入・密輸入の横行	・工業税以外にも輸入税 (II) 4-20%、州流通税 (ICMS) 4-18%、連邦売上税 (PIS/COFINS) 9.25%などの重税状況のため、数量・金額を誤魔化す不正輸入が存在する。ブラジル産業促進のためにも最先端のIT製品輸入が不可欠だが、諸税・規則のため一部悪徳業者による陳腐化した製品や中古品	継続	・不正輸入品の取締まり強化。 ・重税の緩和。 ・不正国産品の取締まり強化。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			が堂々と新品として販売されている。			
29	日機輸	不正輸入・密輸入の横行	・エレクトロニクス機器の不正輸入、密輸入（メルコスールのウルグアイ、パラグアイ経由の迂回輸入や米国のマイアミからの運び屋による輸入）が非常に多く、輸入関税や国内流通税等の公租賦課の不徹底により、現地産品、正規輸入品、正規流通経路での販売品と比べ非常に大きなコスト差が出ており、国内産業の発展を阻害している。 一例：パソコン、携帯電話、家電製品、事務機器	継続	・不正国産品の取締まり強化。 ・不正輸入、密輸入の取締りの強化・徹底。 ・輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめて欲しい。	
30	日機輸	不正輸入・密輸入の横行	・カメラ製品の税率が高率で、周辺諸国からの密輸入品の流入が多く、正常な販売活動を阻害している。国外への旅行者の持ち帰りハンドキャリーが多い。	継続	・不正国産品の取締まり強化。 ・不正輸入、密輸入の取締りの強化・徹底。 ・輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめて欲しい。	
31	日機輸	物流インフラの未整備	・税制恩典地域のマナウスは部品調達の一部がサンパウロ地区からであるが、輸送ルートが非効率であり、日数がかかり、また輸送コストが高い。陸送時の強盗の危険もある。	継続	・輸送インフラの改善、整備。 ・輸送ルートの安全確保。	
32	日機輸	物流インフラの未整備	・中央・地方政府が行うべき経済・社会インフラトラクチャーの整備が、財源を人件費に喰われて疎かになっている。	継続	・輸送インフラの改善、整備。	
33	日機輸	物流インフラの未整備	・人件費が高い上に、港湾・国内輸送網・通信網等のインフラ整備状況が悪くコストも高いので、国際競争力のあるモノ作りは難しい。	継続	・港湾、国内輸送網、通信網等のインフラを整備する。 ・輸送インフラの改善、整備。 ・輸送ルートの安全確保。	
34	医機連	物流インフラの未整備	・未整備の鉄道網。	継続	・国内インフラの整備推進。	
35	医機連	物流インフラの未整備	・劣悪な道路。	継続	・国内インフラの整備推進。	
4. 為替管理・金融						
1	日農工	海外送金許可手続の煩雑・遅延	・輸入決済以外の目的での海外送金のための条件・規制が厳しい。また、債券・債務のネットリングも認められていないこともネック。	継続	・規制の緩和。	
2	日機輸	海外送金許可手続の煩雑・遅延	・配当、元利金の支払（インタコローン）には、ROF（融資操作登録）の申請取得が必要。取組み銀行経由の資本取引にROF番号が参照される。海外送金に際して、根拠となる証明書類の提示が求められる。書類不備で送金ができないケースがある。	継続	・手続きを簡素化して頂きたい。	
3	日機輸	海外送金許可手続の煩雑・遅延	・ブラジルにいる外国人の海外への家族の送金（払い戻し）の場合、銀行は以下を要求している。 －受取人が発行した請求書。 －金額の詳細を含むドキュメント。 －送金された金額は給与の払い戻しのみに関するものであり、利益がないことを宣言する雇用主が署名した手紙。 －当事者間の契約。	継続	・銀行による送金受付手続きの統一。 ・中銀規制上は扶養家族である旨の念書のみ提出すればよいはずであり、追加資料（戸籍謄本、所得証明書等）の提出は廃止するよう明確化して欲しい。 ・どうしても追加資料の提出が引き続き必要な場合には、ブラジルで取得困難なもの（戸籍謄本等）について、代替書類で対応できるようにして欲しい。	
4	日機輸	サービスの海外送金規制	・ブラジルでは送金・費用分担の規程が複雑であり、税務当局は通常、所得税（IRPJ/CSLL）、サービス税（ISS）、社会貢献（PIS/COFINS）、および経済活動貢献（CIDE）など、これらを含むこのタイプの規定をサービスと	継続	・根本的にブラジルの規制の撤廃を望む。	・中銀規制 (CIRC3961/13) ・Instrução Normativa

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			して分類する場合がある。			RFB 1645/16
5	日機輸	輸入以外のモノの移動を伴わない債務の海外送金規制	<ul style="list-style-type: none"> ・従来より、ブラジルにおいては、輸入以外のモノの移動を伴わない債務（出張旅費資金支払など）の海外送金は認可されていない。以下のことから相当な債権未回収が懸念され、経理処理に苦慮している。 <ul style="list-style-type: none"> －送金規制は緩和の方向にある（2万R\$迄の個人送金手続は簡素化されている）。 －ブラジルIRS提出の決議1645/11による個人の月R\$20,000までの送金の所得税の免税。 －教育目的の送金および医療費の支払いは所得に対する源泉徴収税非対象。 	継続	・根本的にブラジルの規制の撤廃を望む。	
6	日機輸	債権債務のネットtingの不可	<ul style="list-style-type: none"> ・対外債権・債務のネットtingが認められていないため、決済に双方向送金が必要。 	継続	・ネットtingの解禁。	
7	日機輸	為替先物市場の未発達	<ul style="list-style-type: none"> ・為替先物市場が存在しないことから、NDF等の限られた為替ヘッジ手段に頼らざるを得ない状況であり、コストが高い。 また、ブラジル企業はブラジル国内銀行以外とNDF等の取引が不可。 	変更		
8	日機輸	複雑で頻繁に変更される金融税制・規制	<ul style="list-style-type: none"> ・金融取引税（IOF）や為替に関連する制度が非常に複雑でかつ頻繁に変更される。外国ローン業務において、連邦政令第6.306/2007号は、登録の対象となる外国ローンに関する同時業務を含む、国内の資源流入のための為替取引の決済に対する6%の金融業務税（IOF）率を定めている。 ブラジル中央銀行では、直接または国際市場での証券の発行を通じて契約されており、平均最低期間は最大180日である。その平均最低期間を超える事業の場合、税率は0.38%。 	継続	・規制の簡素化。	<ul style="list-style-type: none"> ・法令 (Federal Decree) 6.306/2007 ・法令 (Federal Decree) 8.263/2014
9	日機輸	複雑で頻繁に変更される金融税制・制度	<ul style="list-style-type: none"> ・金融取引税（IOF）や為替に関連する制度が非常に複雑でかつ頻繁に変更される。 	継続	・規制の簡素化。	
5. 税制						
1	日機輸	高率で複雑な輸入関税・税務制度	<ul style="list-style-type: none"> ・案件により免税となることもあるが、輸入税に加えて付加価値税、商品流通サービス税、工業製品税、サービス税（役務の輸入の場合）等の税金が課税され高いコストとなる。 	継続	・税制の簡素化及び税率の削減。	・税法
2	日機輸	高率で複雑な輸入関税・税務制度	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車部品の輸入時に課せられる税金は、連邦税として輸入税、工業製品税、州税として商品流通税が存在する。輸入税、工業製品税率はアイテムにより異なる。商品流通税は、州により異なる。 間接税について国会で税制改革審議中。2023年末までに決議を得られる可能性有。 	継続	・税制の整理統合・簡素化・軽減化及び日本とのEPA締結。	・税法
3	日機輸	高率で複雑な輸入関税・税務制度	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車部品の輸入時に課せられる税金は、連邦税として輸入税、工業製品税、州税として商品流通税が存在する。輸入税、工業製品税率はアイテムにより異なる。商品流通税は、州により異なり、サンパウロ州の場合は、現在18%。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル議会は税制改革の検討を始めているが、動きは遅い。 ・議会と連邦政府で少なくとも3つの税制改革法案が審議されている。彼らはいくつかの税金を統一し、効率を改善することを目指している。ただし、実近で通過するものはない。 	
4	自動部品	輸入品への高率な課税	<ul style="list-style-type: none"> ・PIS/COFINSにおいて輸入時に約17%の税率が課税される。一方、売上時には国内では9.25%、国外・マナウス向は0%と税率に差異が大きく、仮払いPIS/COFINSが滞留する。 	継続	・税率の削減（差異の是正）。	・ブラジル税法
5	自動部品	輸入品への複雑な課税	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入税に加え付加価値税等の各種税金が課税される。 	継続	・税制の簡素化。	・税法

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6	日機輸	サービス輸入の高い源泉税賦課	・海外から輸入するサービスに対して取引先への決済時に源泉税（30～45%）が生じ実質輸入するサービスが高価となっている。 租税条約の締結相手も限られている為に実質コストアップとなる。 また、海外からブラジルに向けて役務提供をする際のコスト増でもあり海外からの競争を妨げる仕組みとなっている。	新規	・税制改定をして頂いて税率の低減、ないし撤廃、もしくはより多くの国との租税条約の締結を希望する。	
7	日機輸	重い税負担	・輸入価格に対し、輸入税、工業製品税、州税など多くの税金が課せられ高コストとなっている。	新規	・税制の簡素化。 ・税率の低減。	・税法
8	時計協	重い税負担	・社会保障を含む各種税負担が大きく、二重、三重に課される税金がコストを押し上げており、利益を圧迫する（いわゆるブラジルコスト）。特に、工業製品税、商品流通税といった付加税、内国税が高税率である。 例：マナウス地区から地区外のブラジル国内に出荷する完成品については、FOB+運賃+保険料に対し輸入税が20%掛り、その輸入税を付加した額に工業製品税約20%（時計ケースの材質で異なる）、商品流通サービス税6%が課される。但し、マナウスで製品化される場合は、工業製品税は免除される。	継続	・税率の引き下げ。 ・税制の見直し・整理統合・簡略化。	・法律9249号第25条
9	日機輸	重い税負担	・重税のため商品販売価格が先進国の2～3倍になってしまう。商品流通の税金が高いため不正に税を免れるコピー品価格は純正品に対して3倍以上も安くなってしまいう場合もある。	継続	・不正輸入品の取締り強化。 ・重税の緩和。 ・不正国産品の取締り。 ・不正輸入、密輸入の取締りの強化・徹底。 ・輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめて欲しい。	
10	日機輸	重い税負担	・Cofinsだけでなく、多くの課税が売上税方式になっている。IOF(金融取引税、金利に対し1.5%)、CSLL(9%)これらが全てコストになり、競争力を失いビジネスとして成立が困難。	継続	・ブラジルは24年度有効になる新規規則を発行した。この規則はOECDにより沿ったもので、ブラジル企業は23年度中にこの新規規則の詳細を入手予定。 ・利益の不当な操作の検証、調査、および証明プロセスを持たない機械的な課税政策には同意できない。 ・粗利益の一部の見直し。 例：DSCのマージンを40%から20%に変更。デジタルカメラのマージンが40%は高すぎる。 ・ブラジルの移転価格ルールをOECDルールに提出する。	
11	日機輸	重い税負担	・ICMS税のST（additional sale tax：代行納税制度）がほぼ全州、全商品に適用されるようになったため、回収サイトが長ければメーカー側の資金負担が大きい。	継続	・ブラジルは24年度有効になる新規規則を発行した。この規則はOECDにより沿ったもので、ブラジル企業は23年度中にこの新規規則の詳細を入手予定。 ・利益の不当な操作の検証、調査、および証明プロセスを持たない機械的な課税政策には同意できない。 ・粗利益の一部の見直し。 例：DSCのマージンを40%から20%に変更。デジタルカメラのマージンが40%は高すぎる。 ・ブラジルの移転価格ルールをOECDルールに提出する。	
12	日機輸	ロイヤルティや役務提供料にかかる高税金	・源泉所得税に加えて、ロイヤルティ支払の場合はCIDE（Contribuição de Interbenção no Domínio Econômico＝特定財源負担金）及びIOF（Imposto sobre Operações Financeiras＝金融取引税）の合計10.38%の追加税金、役務提供料の支払いの場合はCIDE、IOF、PIS（Program of Social Integration＝社会統合基金）、COFINS（Contribution for the Financing of Social Security＝社会保険	継続	・源泉所得税に加えての高税率の追加税金負担の制度は撤廃して頂きたい。	・ブラジル産業財産法

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			融資納付金)、ISS (Imposto sobre Serviços=サービス税) の合計25%の追加税金がかかり、負担が大きい。			
13	日機輸	高い粗利率によるみなし利益課税	<ul style="list-style-type: none"> ブラジルの移転価格税制は96年法令9430号に準じた2種類の異なる最大許容輸入品価格の計算式が存在することにより税務訴訟が多発している。 納税者側の主張は、 <ul style="list-style-type: none"> ①固定粗利率は業種別の差を考慮し柔軟性を持たせる。 ②単品計算ではなく商品のグループ平均粗利率を認める。 ③APA (Advanced Pricing Agreements) 事前問い合わせ制度を設ける、等であったが、暫定563号 (2012年4月) で粗利率が一般商品は20%に変更された。カメラを含む一部の商品は40%~30%と高く税務局との調整を必要としている。暫定563号は12年9月に法令化され最大許容輸入価格の比較額をCIF価格+輸入税からFOB価格に改正された。この法令12715/12は12月に細則が出たことからCNI (ブラジル工業連盟)、FIESP (サンパウロ州工業連盟)、ELETROS (ブラジル家電協会) を通じ、企業側の要望が行われる見通し。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 不当に利益操作をしているのではないかの調査、反論、立証というプロセス無しの機械的な課税方針には納得できない。 一部粗利率の見直し。 例: DSC40%を20%へ訂正して欲しい。デジカメの40%のマージンは高すぎるため。 ブラジルは24年度有効になる新規則を発行した。この規則はOECD により沿ったもので、ブラジル企業は23年度中にこの新規則の詳細を入手予定。 ブラジルの移転価格ルールをOECD ルールに提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 移転価格税制 法令12715/12 (2012年9月) 法令14.596/2023 (2023年6月) Regulation of transfer pricing Law 12715/12 (September, 2012) Law 14.596/2023 (June,2023)
14	日鉄連	移転価格税制の比較可能取引価格の不明確	<ul style="list-style-type: none"> 輸出取引上、移転価格税制適用外としての容認限度基準について“海外関連者との取引価格が国内取引価格 (税引き後) の90%を下回らない場合”とあるが、コモディティによっては国内取引価格が明確になっていない若しくは国内での取引がないケースがある。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 国内取引価格の基準明確化及び国内取引が無い場合におけるの基準明確化。 	
15	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	<ul style="list-style-type: none"> 税、手数料の種類が多く、複層化しているため、経理・納税事務が煩瑣であり、コストアップ要因となっている。 ①連邦税、州税、市税 計16種類 ②各種手数料、負担金 計27種類 ブラジル政府は税制を簡素化するための法案を2023年12月に通し、消費税改革を定める憲法修正条項 (EC) 第132号が制定された。 この改革は補完法 (LC) によって規制され、国民議会によって評価および承認される予定である。この規制が前提になり、税制改革は軌道に乗る見込み。 要約すると、この改革は、PIS、COFINS、ICMS、ISS、およびIPIを廃止し、物品およびサービスの拋出金 (「CBS」) と商品およびサービス税 (「IBS」) 含む付加価値税システム (VAT-DUAL) を確立することで構成されている。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 一般的税制の導入。 全ての税の付加価値税化と税率の低減。 税制の簡素化 (税の種類を減じる)。 	<ul style="list-style-type: none"> Constitutional Amendment 132/23
16	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	<ul style="list-style-type: none"> 複雑にして高率かつ多種の税金があり、また頻繁に税制が変わる。特に日本と異なるところは下記である。 ①法人は、毎月課税標準または税債務を計算しなければならない。 ②連結納税制度はないが、関係会社に対する投資が20%以上の者には、持分法が適用される。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 一般的税制の導入。 全ての税の付加価値税化と税率の低減。 税制の簡素化 (税の種類を減じる)。 	
17	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	<ul style="list-style-type: none"> 税の中、特に間接税 (IPI、ICMS、PIS/COFINS等) の取扱いが非常に複雑であり、かつコスト・インパクトが大きい。詳細は複雑な税制 (税制改革) の項目を参照。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 一般的税制の導入。 全ての税の付加価値税化と税率の低減。 税制の簡素化 (税の種類を減じる)。 	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
18	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・複雑且つ高率の税制（法人所得税、工業製品税、金融取引税、社会統合計画税（売上税）、社会保険融資負担金（売上税）、利益社会負担金、商品流通サービス税）。	継続	・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・一般的税制の導入。 ・全ての税の付加価値税化と税率の低減。 ・税制の簡素化（税の種類を減じる）。	
19	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・課税の仕組みが複雑で競合各社によって専門家を雇用し対応している。このアイテムは、特に消費税に関する税制改革のため、長期的に変化する見込みである。詳細については、「複雑な税制」をご覧ください。本項目は、税制改革、特に消費課税によって長期的に変化することが予想される。詳細は複合税制の項目を参照。	継続	・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・一般的税制の導入。 ・全ての税の付加価値税化と税率の低減。 ・税制の簡素化（税の種類を減じる）。	
20	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・複雑な税制により、経理・納税、見積業務などが煩雑で、自社内のみで対応できず、会計事務所などの専門家に頼らざるを得ず、コストアップの要因となっている。	新規	・税制の簡素化。	・税法
21	自動部品	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・税、手数料の種類が多く、複層化しているため、経理・納税事務が煩瑣でコストアップ要因となっている。	継続	・税制の簡素化及び税率の削減。	・税法
22	医機連	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・複雑な税制（都度の交渉が必要な各州による税制特典の違い、税金とは呼ばれないが実質税金と同じ性格のものなど）で投資回収計算が煩雑になる。	継続	・税制単純化。	・ ICMS ・ IPI ・ PIS/COFINS
23	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・法人所得税が34%と世界第2位の高い税率であることに加えて、所得税を含む連邦税、州税、市税それぞれにおいて様々な税種目が存在する。法律改正や時限立法、大統領令等によってこれらの税制が頻繁に修正されるが、その定義の曖昧さゆえに複数の法解釈が成立し、結果税法遵守のために税務に精通したスペシャリストの雇用や税務コンサルタント起用に多大な支出を強いられる。それでも各種税務クレームを回避することは実質困難であり、数年に及ぶ係争に至るケースも多く、係争のために弁護士費用も費消する。	継続	・現政権下で検討されている減税や税種統合に期待しているが、税収減少を補う政策が具体化されておらず楽観視は難しい。少なくとも曖昧さを排除した明確な各種税に関する再定義が示されれば以降の税務対策に有効と考える。	・憲法第VI章第145章 ・租税法第9条租税法令下の各種条約、国際協定、法律、行政令 ・租税法第100条補足規定可の各種省令、通達、行政裁判判決、州間租税協定 他
24	日農工	複雑な現行税制および新税制改革法案	・ブラジルの税制が、連邦、州、市にわたり、複雑で頻繁に改正されるため、専門コンサルタントの起用による管理を強いられている。税制改革法案が新たに2023年12月に可決されたものの、その法案が施行されるのは、2033年であり、それまでの移行期間についても、見通しが不透明。	継続	・新税制改革法案の責任ある施行。	・憲法改正法案(Emenda Constitucional) 132/2023
25	日機輸	厳しい繰越欠損金使用制限	・法人所得税上の繰越欠損金の利用限度額が、各年度の課税所得の30%までとなっており、諸外国と比べて厳しい。	継続	・繰越欠損金の利用限度額を引き上げて頂きたい。	・ブラジル法人税法
26	日機輸	税法規定の不明確	・欠損によるTax Lossの規定があいまいでなかなか使用できない。税務上の損失の30%のみを使用することを現在認めている。最高裁判所はこの立場を確認済。 企業にプラスまたはマイナス影響を与える可能性のある税法に関する議論が、行政および裁判所で行われている。 2024年1月、税法に別の項目が追加され、法的な不確実性を生むこととなった。それは、債権相殺の制限である。納税者が政府に対して訴訟に勝訴した	継続		・法人税法 ・ Corporate Tax Law ・ 臨時措置 1202/2023 ・ Provisional Measure 1202/2023

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			場合、その訴訟から得た債権を自由に税金の借入金相殺に使用することができなくなる。これは月ごとの税金の制限となる。			
27	日機輸	貸倒の納税額償還制度の不在	・付加価値税・売上税が課税された売上債権が貸倒となっても納税額を償還する制度がない。税率も貸倒リスクも高いので影響が大きい。最高裁判所は、販売損失が生じた場合の税金の払い戻しはないと判断している。	継続	・和議・倒産に限定でも良いから制度化を望む。	
28	日機輸	売上を課税ベースとする給与納税制度	・法令12715号(2012年9月18日発行)55条により業種によっては従来の給与額20%に対し売り上げの1%で納税する制度への選択が可能となった。	継続	・給料付帯経費の負担低減。	・法令12715号55条(2012年9月18日発行)
29	日機輸	州税還付の困難	・州税の商品流通サービス税(ICMS)は州間取引時に還付が出来にくくキャッシュフローに影響。 例えばサンパウロ州で輸入する貨物には輸入時に18%が課されるが同貨物を他州に販売する場合には税率が4%で全額還付相殺に至らず税クレジットが溜まり消化が出来ない。 還付税の統一化に向けての税制改革法案が可決されたが、昨今のクレジットの取扱い、権利の継続、税還付の仕組み等は不明確。	変更	・税クレジットが溜まらない様に輸入時の減免の認可、又は同クレジットを輸入時の納税の際に相殺可能とするなど具体的なクレジットの還付を得る仕組みを制定頂きたい。	
6. 雇用						
1	日機輸	労働者過保護の労働規制	・労働規則は、労働者に有利でフレキシビリティがない。 -30日の休暇制度など各個人の条件に沿った取得が可能など。 -残業時間に関する規則も、繁忙期によって調整できるような柔軟性。	新規	・法律の改正。	
2	自動部品	労働者過保護の労働規制	・労働者保護の色彩が色濃く、労働関連費用は他国に比べ高額。企業の経営状況や社会情勢の変化に合わせた降格・減俸・人員整理・処遇改定が実施できない。	継続	・企業競争力低下を防ぐために、給与の減給を認めることなどグローバルに対応した制度を望む。	・ブラジル労働法
3	医機連	労働者過保護の労働法制	・過度の労働者を保護。	継続	・経済停滞を生じない社会制度の整備。	
4	日農工	労働者過保護の労働法制	・労働法は、労働者保護の立場より、企業に対し制約が多く、各法令の解釈も複雑で専門コンサルタントの起用により、各ケースに対処する必要がある。また、結果として、元従業員による労働裁判のリスクも大きい。	継続	・労働法の改定。	
5	日機輸	労働者過保護の労働法制	・休暇の付与が厳しい。従業員は、年間30日の休暇から5日以上の休暇を最大3回に分けて取得する権利を有する。従業員は、月給の3分の1を追加で支払うことにより、10日間の休暇を剥奪することができる。	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017
6	日機輸	労働者過保護の労働法制	・法律により、従業員は1日8時間を超えて働くことが禁止されている。従業員は、相殺または追加賃金の対象となり、1日あたり2時間まで残業することができる。時間外労働には追加料金が発生する。	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017
7	日機輸	現地人雇用義務	・駐在員と現地人の給与比率は現地雇用の基準内に設定しなければならない。	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017
8	日機輸	現地人雇用義務	・給料や従業員数でブラジル人の比率が3分の2以上必要で中小企業は設立が難しい。	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017
9	日機輸	人件費の高騰	・基本的に減俸ができないため、年々人件費は上昇するため、人件費が高騰する。	新規	・法律の改正。 ・過度なインフレの抑制。	
10	日機輸	労務費の高騰	・人件費や手数料が高い。	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017
11	日機輸	業種別労働組合への強制加入	・労働法により、従業員は職業・業種に応じて労働組合に加入する必要がある。給与改定や労働条件は労働組合が決めるものであり、企業が条件を改	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		入	定・統一することはできない。			
12	自動部品	組合との協議の不明確・難しさ	・給与改定、労働条件等の改定には労働組合との協議が必要。2017年の労働法改正により従業員の労働組合費支払いは義務から任意になったことから、労働組合は組合員離れを阻止しようとこれまで以上に高圧的な姿勢で交渉しており、交渉が難しくなっている。	継続	・労働法より組合との協定が優先されており、大きなコスト負担増となっている為、企業毎に運用を委ねて欲しい。	・ブラジル労働法
13	日機輸	組合との協議の不明確・難しさ	・関係する労働組合の同意を得て従業員向けに「時間銀行」を作成し、労働時間の相殺、休日の欠勤、在宅勤務の条件とともに雇用契約に定めることができる。	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017
14	医機連	頻発する公務員ストライキ	・頻発する公務員ストライキ。	継続	・経済停滞を生じない社会制度の整備。	
15	日機輸	派遣社員の雇用期間制限	・派遣労働者は需要に応じて配置されるべきである。例えば、クリスマスや母の日などの季節的な需要や、パンデミックなどの予期せぬイベントによる需要などである。 - サービスに対する予測不可能な需要、または予測可能な要因から発生する場合は、本質的に断続的、周期的、または季節的である。 - ストライキ中の労働者の交代には適用できない。 - 270日を超えることはできない。 - 原則として、派遣労働者は正社員を決定的に置き換えることはできない。	変更	・法律の理解と執行。	・Federal Law N° 6.019/1974 ・Ordinance n° 789/14
16	日機輸	特異なアウトソーシング制度	・現在、アウトソーシングサービスプロバイダーの非従属性、非常習性、非人格性などの法律の要件を満たしている限り、会社の主要な活動をアウトソーシングする可能性がある。言い換えれば、アウトソーシングサービス会社を雇うことは可能だが、特定の個人を雇うことはできない。	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日農工	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・日本よりの派遣社員の長期滞在ビザ取得手続きは、非常に煩雑であり、時間もかかる。	継続	・ビザ取得手続きの改善。	
2	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・ビザ発給手続きは非常に煩雑で、手続きに時間がかかる。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・入国管理法 ・Lei No.13.445/17 第16条 ・移民審議会(CNI)決議 03/2017号 ・Immigration Control Act ・Law n° 13.445/2017 ・Resolution 11/2017 ・Resolution 2/2017
3	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・日本からの出張者、支援者、駐在員の受け入れには、短期（短期）商用ビザの取得は必要なし。訪問用の正規パスポートを所持する日本人はビザを申請する必要はない。 この免除は現在、2023年9月30日から有効。滞在期間は入国日から数えて90日間許可されるが、更に滞在する場合はブラジル連邦警察 (POLICIA FEDERAL) の判断で延長手続きが可能。ただし、滞在合計日数は過去12か月間に180日を超えてはならない。 ※長期ビザは、雇用契約を結んでいる管理職（ビザVITEM V - Workと呼ばれる）に対して申請することができ、雇用契約期間中有効となる。 ※会社の定款に記載されている取締役は、VITEM IX - 投資と呼ばれるビザを申請することができるが、会社がその国に投資していることを条件としている。VITEM VおよびVITEM IXビザの場合、法務省による一時滞在許可が必要。	変更	・ビザ取得手続きの改善。 - 国ごとの条件の違いに選択肢がない。 - ビザ取得手続きの簡素化と迅速化、ビザ期間延長の簡素化。	・Immigration Control Act ・Law n° 13.445/2017 ・Resolution 11/2017 ・Resolution 2/2017 ・Diplomatic Communication of August 9, 2023

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・技術支援者ビザ（VITEM V - WORK）の取得には法務省の一時滞在許可が必要となり、許可までに約90日かかる。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
5	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・外国人労働許可証の審査が厳しく、役人や技術者の就労許可を得ることが困難。従業員・出向者の長期ビザ発給の遅れは会社の人事政策に支障をきたしており、早急な改善が必要。ビザの発給には多大な時間と費用がかかる。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
6	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・外国人労働者は法務省から一時滞在許可を取得し、ビザを取得するまでに約90日かかる。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
7	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・ビザ申請に時間がかかる（3ヶ月程度かかる場合もある）。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
8	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・短期ビザから永住ビザへの変更手続きには90日かかる。ただし、申請できるのは有効期限の3か月前から。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017 ・ Diplomatic Communication of August 9, 2023
9	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・短期の出張であればビザの取得は必要なし。日本国民はブラジルに入国し、90日間滞在することができる（VIVISビザと呼ばれる）。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017 ・ Diplomatic Communication of August 9, 2023
10	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・現地でのビザ申請手続きに時間がかかる（3か月程度必要な場合あり）。	継続	・手続きの早期化をして頂きたい。	
11	日機輸	入国ビザの短い有効期間	・日本人がブラジルに入国する場合、ビザの取得は不要となる。日本国民はブラジルに入国し、90日間滞在することができる（VIVISビザと呼ばれる）が、有効期間が短い。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017 ・ Diplomatic Communication of August 9, 2023
12	日機輸	入国ビザの短い有効期間	・現行の法令によれば、ブラジルの滞在期間は90日間であり、さらに90日間延長可能である。	変更		・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						・ Diplomatic Communication of August 9, 2023
13	日機輸	入国ビザの短い有効期間	・ ブラジルに入国する際、短期ビザの延長を要求するプロトコルのみを提示することは可能である。	変更		・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
14	日機輸	入国ビザの短い有効期間	・ 米国および韓国国籍保持者はビザの取得は不要だが、滞在期間は最長180日となる。	変更		・ Immigration Control Act ・ Law 9.731/2019
15	日機輸	商用査証の有効期限	・ 日本人が就労・投資ビザなしでブラジルに滞在できる最長滞在期間は180日。	変更		・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017 ・ Diplomatic Communication of August 9, 2023
16	日機輸	外国人登録手続の遅延	・ CRMN（外国人住民登録）の登録・変更申請は予約制となっているので、予約までに時間がかかる。	変更	・ ビザ取得の簡素化・スピード化。 ・ 各種ビザでの滞在期間延長手続きの簡素化。	
8. 知的財産制度運用						
1	製薬協	知財保護に関する法律の不安定	・ 特許存続期間は特許登録から起算して10年未満であってはならないと規定する産業財産法第40条補項に対する最高裁の違憲無効判決がなされた（2021年5月）。 また、医薬品及びヘルスケアに関する特許については当該判決が遡及適用され、製薬企業がブラジルにおいて有する特許・出願に大きな影響を与えた。そもそも、40条補項はブラジル特許庁（INPI）の著しい審査遅延を補完する規定であるところ、ブラジル特許庁が進めているバックログ解消の対策は高く評価しているが、製薬関連の特許では、いまだに出願から登録まで10年以上の期間を経る特許出願が相当数ありバックログ解消が十分になされているとはいえない。	継続	・ ブラジル特許庁の審査遅延によって特許期間が不適切とならないように Patent Term Adjustmentの規定を設定するなどの対応を求めたい。	・ ブラジル産業財産法第40条補項
2	日機輸	特許侵害製品の税関の水際対策不足	・ 税関による水際措置は、商標権侵害製品の差し止めのみで、特許侵害製品の差し止めについては規定がない。 特許侵害製品が税関により輸入差し止めされたケースは非常に稀であると情報を得ている。	継続	・ 特許侵害品の差し止めの規定を設けて頂きたい。	・ 産業財産法198条
3	日機輸	税関への知財保護申請登録システムの不在	・ 税関による水際措置は、職権のみの対応で、権利者から保護を申請する登録システムがない。	継続	・ 税関における知的財産保護の登録システムを設立して頂きたい。	
4	製薬協	特許出願審査・権利化の長期化	・ ブラジル特許庁（INPI）は、日本特許庁との間の特許審査ハイウェイ（PPH）パイロットプログラムの対象に2019年12月から医薬分野を加え、2021年からは件数制限を緩和し、更に実体審査を行わない簡略化された手続（simplified procedure）の検討、preliminary office action等、特許出願のバックログ解消を図っており、パテントバックログ期間も短縮されてきている。 しかし、医薬品分野のバックログ期間はまだまだ平均より長期であり、10年を超えるバックログ期間の特許出願も相当数存在するところ、これらの対策などを通して一層の改善が求められる。	継続	・ TRIPS協定に従い、技術分野で差別することなく適時に特許付与して頂きたい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ブラジルは新薬のデータ保護期間がないにもかかわらず、ブラジルで新薬発売時に特許未登録であることが多く、引き続き改善のための対策を求めたい。また、2023年からルーラ・ダ・シルヴァ氏の大統領復帰に伴うアンチパテント政策への揺り戻しの兆候が懸念されている。			
5	日機輸	特許出願審査・権利化の長期化	・権利期間が短くなってしまふ。また、権利が確定していないにもかかわらず更新料を支払い続けなければならない（更新料の欄参照）。	継続	・審査官の増員・Preliminary OA・PPH等を導入し、バックログ解消を図っているようだが、権利化までの期間を短縮して頂きたい。	・現地代理人情報、セミナー情報。
6	日機輸	特許出願係属中の更新料の支払い	・ブラジル特許出願が係属している間は、更新料（Renewal Fees）をブラジル特許庁に支払わなければならない。現状では、最終的に特許出願を放棄した場合にそれまでに支払った費用が無駄になる。また、審査が遅れている件では、更新料の支払いだけを行っていることになる。	継続	・日米等の主要国のように、更新料は登録後に支払うように法改正して欲しい。あるいは、登録時にまとめてそれまでの更新料の累積分を支払えるようにして頂きたい。	・産業財産法84条
7	製薬協	強制実施権に関する改正法による営業秘密の共有要求	・2021年9月に強制実施権に関するブラジル産業財産法第71条が改正施行された。この改正の中で特に問題と考えるのが、強制実施権の発動に伴い「特許又は特許出願の対象に関連する情報、データ、及び文書を有する公的機関は、ライセンス対象の製造に有益なすべての要素を共有しなければならない」との条項である。製薬企業は各国で製造販売承認を得るために公的機関に当該製品の製造に関する多くのデータや情報を記載した書類を提出する必要があるところ、上記条項によれば、強制実施権の対象となった特許に関する製品のかかるデータや情報が公的機関から共有されることになる。しかしながら、かかるデータや情報には製薬企業の営業秘密が含まれており、これらのデータや情報の共有がなされると製薬企業のビジネスに大きな影響を与えることになる。なお、2022年9月に強制実施権に関する法案（PL2505/2022）が再度ブラジル議会に提出されている。本法案では2021年改正法において大統領による拒否権が発動した条項が再度盛り込まれているなど製薬企業にとって厳しい内容となっている。	変更	・左記条項の削除を強く求めたい。もしくは左記条項が運用されるのであれば、実施細則において、共有先を限定する、共有先においてライセンス対象の製造に有益な要素のデータや情報を保護するといった規定の設定を求めたい。 ・なお、現在ブラジル議会に提出されている強制実施権に関する法案について、製薬企業の営業秘密の開示を求めるなど、企業に過度な負担を求める条項は承認されないよう求めたい。	・ブラジル産業財産法第71条
8	日機輸	分割出願要件の厳格化	・親件の審査請求後に分割出願した子件のクレームは、親件の審査請求時のクレームの要素によって限定されていないといけないという規定（Brazilian PTO Rule #93/2013 2.7）は、他国と比べて厳し過ぎる。	継続	・分割は、出願書類によって最初に開示した内容を超えないことを条件として頂きたい。	・(Brazilian PTO Rule #93/2013 2.7)
9	日機輸	許可通知発行のタイミングによる特許分割出願の不可	・審査終了まで、すなわち①②のうち、いずれか遅い方の日付までしか分割出願が許されないが、許可されたことが官報に掲載された時点で審査が終了しているため、許可のタイミングでは事実上分割ができない。 ①審査官が許可または拒絶を決定した時点（→出願人は官報で初めて許可になったことを知る。審査官が許可を決定した時点を知るすべはない） ②上記①の決定が、特許庁の官報に公開される時点から遡って30日（→つまり官報で知った時点ですでに分割できない）	継続	・官報に許可された旨が掲載された時点で、既に①及び②を超過しており、分割の機会を逸している。官報に許可された旨が掲載された後も、例えば数か月間は、分割出願を認めて欲しい。あるいは、USやEPにならって、許可通知を発行して欲しい。 ・官報掲載を予告するための許可通知を発行して頂きたい。	・産業財産法26条
10	時計協	商標権に関する問題点	・商標権に関して、下記の問題がある。 ①住所変更などの諸手続きに時間がかかりすぎている。 一事例：3年 ②異議申立手続きに時間がかかりすぎている。 一事例：5年超で決着しておらず	継続	・諸手続きの迅速化。 ・審理の迅速化。	
11	日機輸	ライセンスの技術移転要請の不透明	・依然还是有償のライセンス契約については、ブラジルの知的財産局への届出が必要で、5年経過以降は当該技術の譲渡が必要とされていた。以下のページを見ると2017年に法令変更あり、知的財産局が契約内容に介入はしなくなったようではあるものの、ライセンス技術移転の要請も廃止なのか、依然残るのかは判然としない。 https://www.tmi.gr.jp/service/global/latin-america/2023/14609.html	新規	・ノウハウのライセンス契約は認められたものの、5年経過後のライセンス技術の移転要請が法的に廃止になったかどうかを確認頂きたい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	不合理な化学物質規制	・2018年中旬に法規制案が提案された。要求内容の大半はEU指令と同等の内容となっているが、一部の化学物質について、施行と同時に制限され、また規制開始時期が5回に分かれているなど、製造者への負担が大きい。また、EU WEEE指令といったリサイクル関連の法規制にて一般的に使用されているゴミ箱×マークが、なぜか本規制にて要求されている。ブラジルでは、別途リサイクル関連の法規制が検討されているため、それらの規制との関係次第では、将来的な混乱が予想される。	継続	・ゴミ箱×マークの表示要求を本規制より削除して頂きたい。この要求は、適切なタイプの規制にて議論されるべきと考える。 ・十分な準備期間を設定した上で、混乱がないように物質群を2つ程度のグループにまとめて順次施行されることが望ましい。	
2	日機輸	適合性評価にかかる情報の不足	・国家度量衡・品質・科学技術院 (INMETRO) 当局のウェブサイトにつながらず、必要な情報 (対象品目の適合に必要な規格、適合性評価方法) が得られない。	継続	・更新されている場合は、新サイトから適合性評価に必要な事前情報が得られるように改善を要望。	・Inmetro : http://www.inmetro.gov.br/qualidade/rtepac/compulsorios.asp
3	医機連	ANVISA (衛生監督局) への登録手続の遅延	・ANVISA (衛生監督局) への新製品登録手続きに書類提出後半年かかる。	継続	・緩和を含むプロセスの効率化。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	医機連	環境法規制内容の不一致	・欧州、中国、ブラジル、UAEなどの環境法規制の要求内容が各国で異なっており、法規要求の食い違いへの対応が負荷となっている。	継続	・各国食い違う環境法規制の要求事項を統一する国際的活動。	・環境法規制
2	日機輸	国家プログラムの詳細の不明確	・国家バイオケロシンプログラムには、バイオケロシンと化石由来の航空燃料を適切な割合で配合する技術開発や、化石由来の航空燃料を完全に代替する技術開発を含むが、具体的な達成目標が示されていない。	新規	・行動計画によりプログラムを促進する必要あり。	
3	日機輸	グリーン技術の制度・インセンティブの未整備	・グリーンテクノロジー (グリーン水素等) へのインセンティブ (免税、減税、助成金など) がいないため、新しいグリーン技術 (グリーン水素など) のプロジェクトの経済性が他国に比して劣後する。	継続	・新興技術に対する投資インセンティブ創出。	
4	日機輸	グリーン技術の制度・インセンティブの未整備	・炭素市場/排出量取引の関連産業は現状未発達。このため、水素/アンモニアなどの新しいグリーン技術を産業や輸送に採用するには高コストとなる。	継続	・炭素市場/排出量取引スキームの構築。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	自動部品	行政手続の複雑・遅延	・一般的に諸手続きに非常に時間がかかる。監査などにおいては担当者の権限が強く、担当者によって判断が異なるため、たびたび前例のない指摘や矛盾のある対応により手続きが止まってしまふ。担当者が休暇中の場合、判断できないとの事から手続きが止まった。(市役所、CETESB、消防等)	継続	・構造改革。	・ブラジル労働雇用省 規則等
2	日機輸	会社設立手続の煩雑・遅延	・ブラジルでは国外からの投資に際して、投資前にブラジルでの法人登録番号 (CNPJ) の取得と中央銀行への登録が求められている。この手続きに手間や時間がかかり、投資の実行が遅れるなど、支障をきたすこともあることから、出資する側、される側ともに好ましいことではない。	継続	・当該手続きを廃止して頂きたい。	
3	医機連	法律改定の複雑・不明確	・各種法律の改定が、旧法の修正・追加という形のため、最新法を見るだけでは全体像が掴めず、いつまでたっても旧法を参照しなければならず非効率・分かりづらい。	継続	・法制度単純化・明確化。	
4	日機輸	法律の頻繁な改正、猶予不	・輸入に関する法律は、外国為替の状況により頻繁に変更され、すべての法律および規制は通常、公布の翌月または法律で指定された通りに適用され	継続	・法規の施行には十分な猶予期間を設けるべきである。最低でも3カ月程度	・Res. CAMEX 4 / 2019, OCT,28th

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		足	る。 一例：Battery HSコードは、2019年10月にMercosulによって改訂され、2020年1月から施行された。 また、輸入ユーザンスに関する法規制の変更が突発的に起こることがあり、変更内容に詳細が不明なところがある。		の準備期間を認めるべきである。 ・法制度変更通知から施行までの猶予期間を従来よりも長くして欲しい。	・ブラジル中銀令2747号(輸入ユーザンス関連)
5	日機輸	法制度、規制による重いコスト	・複雑な税制・労働法制度、民営化の遅れ等ブラジル特有のコストが重たく、同国の事業発展を阻害している。	継続	・税制改革や民営化等改革のスピーディな推進。 例：例えば進捗途上だが、ガス事業民営化でより安価なガスが製造事業者や家庭で利用可となる。	
6	医機連	訴訟の頻発、判決の遅延	・頻発する訴訟。時間のかかる判決。	継続	・緩和を含むプロセスの効率化。	
7	日機輸	税恩典の見直しリスク	・完成品輸入税の引下げや、マナウス恩典の見直し等の議論がある。 長年にわたり、現地生産に多大な投資をし、多くの雇用も創出してきた日本の製造業にとって、急激な完成品輸入税の引下げや、マナウス恩典の拙速な見直しは、低品質・安価な輸入品の流入を招き、ひいては現地雇用縮小・ブラジル製造業の弱体化に繋がる。 さらに、政府は2023年度第4四半期に、PIS/COFINS(収入超過税額)およびICMS税制優遇措置にかかる所得税を課す新ルールを設定した。この措置はマナウスに極端な影響を与える。	継続	・中長期視点にたった製造業発展に寄与する政策。	
8	日機輸	輸出競争力の不足	・ブラジルコストが価格に上乗せされ製造業が裾野産業の拡がりを含め脆弱なブラジルは全般に輸出競争力がなく周辺国への輸出すら難しいのが実態。ブラジルの製造業発展、外貨獲得、雇用創出を図るための政策が弱い。	継続	・輸出時用へのサポート。例えば輸出商品に使われる部材の輸入税減免等。	
13. デジタル・データ関連の問題						
1	日機輸	個人情報の国外移転規制	・事業を遂行するために、従業員、顧客等の個人情報を収集しているすべての法人は、原則その情報を国外から移転するには当該国の法令で定められた手続きが必要となるが、国・地域により法的に要求される手続きが異なり、その対応のために事業者の多重の負担が必要となっている。	継続	・個人情報の越境移転対応の統一化に向けて、国際的な調和を進めて頂きたい。	・ブラジル一般データ保護法(LGPD: Lei Geral de Proteção de Dados)
15. 新型コロナウイルスに起因する問題						
1	日機輸	COVID-19による輸入手続きの煩瑣・遅滞	・COVID19によって引き起こされたいくつかの海上輸送問題により、材料を供給し、海上で出荷するためのスペースの不足と航空輸送への追加手配による遅延を回避するために、いくつかの内部手順を変更したが、GFN/PLAの支援およびサポートを受けている。	継続		・通関規則 ・Custom Regulations
99. その他						
1	日機輸	産業インフラの未整備	・インフラ整備(電話回線の状況の悪さ、雷による突然の停電)など問題がある。	継続	・輸送インフラの改善、整備。	
2	日機輸	治安の悪化	・大都市では、日々犯罪が起きており、邦人が窃盗・強盗の被害にあっており、犯罪率が高い。	新規	・治安の改善。	
3	日機輸	治安の悪化	・雇用機会の不足、所得分配の不平等などに起因すると思われる治安の悪化(最近では、大都市を中心に麻薬絡みの犯罪や未成年者の犯罪も増加しているという)が、投資環境にも影響している。	継続	・治安の改善。	
4	日機輸	治安の悪化	・進出企業の集中するサンパウロでは、オフィス、倉庫物件の場所選定に、従業員の安全、貨物の保存を考慮して選定しなければいけないが、安全条件を満たす場所が極めて少ない、あるいは非常にコストが高すぎる。	継続	・治安の改善。	
5	日機輸	治安の悪化	・サンパウロからマナウスへの部品の陸送時に強盗の危険がある。	継続	・治安の改善。	

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6	日機輸	治安の悪化	・サンパウロ・リオデジャネイロだけでなく、全国的に治安が悪化、殺人、強盗、誘拐が多発。マナウス市内の治安（重火器を持った強盗等）が悪化している。	継続	・治安の改善。	
7	日機輸	治安の悪化	・サンパウロ以外の都市には、セキュリティを理由に貴重品が空輸できない。	継続	・治安の改善。	